

## 訪問看護医療 DX 情報活用加算についてのお知らせ

調布市医師会訪問看護ステーションは、関東信越厚生局に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認により利用者の診療情報、薬剤情報、特定健診情報等を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

### 訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円（月 1 回）

訪問看護医療 DX 情報活用加算に関する施行基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び当該負担軽減に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用により診療報酬の請求を行っていること。
2. 健康保険法第 3 条第 3 項に規定する要介護者情報を、許諾を得た形で保有していること。
3. 医療 DX 推進の観点から必要な事項及び質の高い訪問看護を提供するための十分な情報を取得、及び活用して訪問看護療養費の請求を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. この掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

令和 8 年 6 月 1 日  
公益財団法人 調布市医師会  
調布市医師会訪問看護ステーション